

消費者と不動産業者をつなぐ宅建情報誌

あいち

2017 February

2



The 50th
anniversary
AICHI

平成29年1月20日発行
通巻484号
昭和61年7月12日

MONTHLY REPORT ■ 平成28年度 宅地建物取引士資格試験合格者の概要について

愛知の風景「名駅ビル群」(名西)



CONTENTS

3 information

インフォメーション

- 「取引状況の補足」欄への記載義務について

4 MONTHLY REPORT

マンスリーレポート

- 平成28年度宅地建物取引士資格試験合格者の概要について

4 information

インフォメーション

- 宅地建物取引士法定講習会日程のお知らせ
- 不動産キャリアパーソン
- おとり広告の禁止に関する注意喚起等について
- ハトマークサイトのご利用について
- 手付金等の保全について
- 不動産コンサルティング専門教育講座開催のご案内

11 MONTHLY REPORT

マンスリーレポート

- 不動産相談員研修会開催
- 第29回「東海地区不動産取引業税務協力会」開催
- 平成28年度不動産セミナーを開催!
- 開業セミナー開催
- 名古屋市と「町内会・自治会への加入促進に関する協定」を締結しました
- 東海学園大学にて宅建セミナーを開催しました!
- 今月のあいちの花(スプレーバラ)

今月の表紙



愛知の風景

「名駅ビル群」(名西)

(名古屋市中村区)

名古屋市の名駅地区は、1999年に竣工したJRセントラルタワーズを皮切りに愛知県で最も高い建築物のミッドランドスクエアや、名古屋ルーセントタワー、モード学園スパイラルタワーズといった超高層ビルが建築され、スカイラインを形成しました。その後も2016年に大名古屋ビルヂングが全面開業し、今年にJRゲートタワーが2月に、JPタワー名古屋が4月に全面開業予定になっています。現在の名駅地区ではリニア中央新幹線開通に向けた再開発が行われており、新たなスカイラインが形成されつつあります。

地名クイズ なんと読む?

みよし市「福谷町」

正解は13ページ左下をご覧ください。

今月のあいちの花



スプレーバラ

1つの枝からいくつものバラの花が咲き、ボリュームがあります。



花の王国
あいち

日本でバレンタインデーといえば、女性から男性へチョコレートを贈る日ですが、欧米やアジア諸国においては、男性から女性へ花を贈る日として定着しています。

フラワーバレンタインには、赤いバラを贈るのが最もポピュラーです。赤いバラの花言葉は、本数によって異なります。1本なら「あなただけ」、3本なら「愛しています」、12本なら「全てをあなたに誓う」など。あなたの気持ちを伝えるのにぴったりなバラをプレゼントしてみてもいかがですか。



花の王国あいち県民運動実行委員会

電話：052-954-6419 メール：engei@pref.aichi.lg.jp

「取引状況の補足」欄への記載義務について

レインズに登録した専属専任・専任媒介契約の売り物件は、必ず取引状況を明示することと、条件や変更事由が発生した際は、「取引状況の補足」欄(下図太枠部)に日付等を具体的に明示することが、規程およびレインズ利用ガイドラインで定められています。

取引状況に変更が発生したときは、発生の翌日から2日以内(休業日を除く)に「取引状況」の変更とともに「取引状況の補足」欄へ必要事項を記載してください。この規程・ガイドラインに反する場合は、是正勧告や処分の対象となりますのでご注意ください。

<物件登録画面>

取引	
取引態様	専任 <input type="button" value="▼"/> 取引条件の有効期限 平成 <input type="button" value="▼"/> 年 <input type="button" value="▼"/> 月 <input type="button" value="▼"/> 日
媒介契約年月日	平成 <input type="button" value="▼"/> 年 <input type="button" value="▼"/> 月 <input type="button" value="▼"/> 日
取引状況	公開中 <input type="button" value="▼"/>
取引状況の補足	<div style="border: 2px solid black; padding: 5px;"> 売主都合で、土日の午前中のみ紹介可。 </div> <div style="font-size: small; margin-top: 5px;"> ※「取引状況」を変更する際は、「取引状況の補足」欄に変更原因が発生した日付を記載し、詳細な条件等を明示するように定められています。 【ガイドラインの記載例はこちら】 (改行含め200文字以内) </div>

<取引状況の補足欄 記載例>

事例	取引状況	取引状況の補足欄	取引状況の補足欄 記載例
① 売主から紹介の条件が付けられている場合	「公開中」	条件の内容を具体的に明示	「売主都合で土・日の午後のみ案内可」
② 購入申込書面を受領した場合	「公開中」→「書面による購入申込あり」に変更	書面を受領した日付を明示	「購入申込書面受領日：平成○年○月○日」
③ 購入申込みが破棄された場合	「書面による購入申込あり」→「公開中」に変更	破棄を受け付けた日付を明示	「公開再開日(購入申込み破棄受付日)：平成○年○月○日」
④ 売主から申出を受け、売主の都合により紹介を一時停止する場合	「公開中」→「売主都合で一時紹介停止中」に変更	具体的な内容や期間、売主からの意向の申出を受け付けた日付を明示	「売主が○○により平成○年○月○日まで紹介停止、売主申出日：平成○年○月○日」

※規程およびレインズ利用ガイドラインは、IP型メインメニュー画面右上『規程・ガイドライン』から閲覧することができます。

— 平成28年度宅地建物取引士資格試験合格者の概要について —

平成28年度宅地建物取引士資格試験が、10月16日に実施され、同年11月30日に合格者の発表がなされました。概要は以下のとおりです。

1 実施概要

(1) 試験日 10月16日(日)

(2) 申込者数

全国 245,742人(前年度比1.0%増)うち、登録講習修了者 49,384人

愛知県 13,238名(前年度比2.1%減)うち、登録講習修了者 2,641人

(3) 受験者数

全国 198,463人(前年度比1.8%増)うち、登録講習修了者 44,123人

愛知県 10,861名(前年度比2.0%減)うち、登録講習修了者 2,346人

2 合否判定基準

50問中35問以上正解した者(登録講習修了者は45問中30問以上正解した者)

3 合格者の概要

(1) 合格者数

全国 30,589人(前年度比 1.9%増)うち、登録講習修了者 8,821人

愛知県 1,789名(前年度比 5.7%減)うち、登録講習修了者 432人

(2) 合格率

全国 15.4%うち、登録講習修了者20.0%

愛知県 16.5%うち、登録講習修了者18.4%

information

宅地建物取引士法定講習会日程のお知らせ

平成29年3月から平成29年8月までの宅地建物取引士法定講習会の実施日程は以下の通りです。

宅地建物取引士法定講習会は宅建試験合格後1年を経過している方、宅建士証の有効期限の更新を希望される方(有効期限の満了する前6ヶ月以内に行われるものを受講)の宅建士証の交付を目的に行います。

なお、平成29年4月より名古屋市公会堂の改修工事のため、名古屋国際会議場にて実施することとなりました。4月以降に受講される方は、ご注意ください。よろしくお願い致します。

No.	講習日	対象者(有効期限)	対象者数	講習会場	事前受付日
10	3月15日(水)	平成29年 7月26日 平成29年 8月31日	320名	名古屋市公会堂4Fホール	2月22日 2月23日 2月24日
1	4月25日(火)	平成29年 9月 1日 平成29年 10月11日	308名	名古屋国際会議場1号館 レセプションホール	4月 4日 4月 5日 4月 6日
2	5月29日(月)	平成29年 10月12日 平成29年 11月28日	300名	名古屋国際会議場1号館 レセプションホール	5月 8日 5月 9日 5月10日
3	7月19日(水)	平成29年 11月29日 平成30年 1月17日	388名	名古屋国際会議場1号館 レセプションホール	6月26日 6月27日 6月28日
4	8月 1日(火)	平成30年 1月18日 平成30年 1月27日	358名	名古屋国際会議場1号館 レセプションホール	7月10日 7月11日 7月12日
5	8月24日(木)	平成30年 1月28日 平成30年 2月14日	373名	名古屋国際会議場1号館 レセプションホール	7月24日 7月25日 7月26日

お問い合わせ先

(公社)愛知県宅地建物取引業協会 TEL:052-524-5221(宅建士講習会専用)

宅建業法「従業者への教育義務規定」への対応に！ 不動産キャリアパーソン！

テキストが新しく
なりました!!

知識・経験豊富なベテランの方にも！

宅地建物取引士の方にも！

新入社員や一般従業者の方にも！

不動産取引に関わる全ての方に最適です！

受講者全国
2万人突破!

不動産キャリアパーソンとは

- 不動産取引実務の基礎知識修得を目的とした全宅連が実施する通信教育講座です。
- 宅建業従業者、経営者、宅建士に限らず一般消費者など不動産に関わる全ての方に受講いただけます。
- 知識や実務の再確認として、さらに会社の従業員研修としても利用されています。

お申込みから受講の流れ

◆申込方法

- ・全宅連ホームページからWEB申込
- ・都道府県協会への書面申込
- ※申込書は愛知宅建本部・支部にございます。

◆受講料

- 8,640円（消費税込）
- ※受講料には、通信教育費、修了試験受験料（1回分）、資格登録料全てが含まれます。
- ※お振込みの場合、手数料は受講者様負担となります。



<新テキスト>

- ◎2冊に分冊化!
- ◎図表を多用するなど、より見やすく!
- ◎各編に「実務演習」を追加!

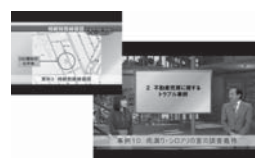
◆教材到着・修了試験申込方法

申込後、教材と受講票ハガキが到着します。試験会場はお席に限りがございますので、教材到着後、先に修了試験のお申込をお勧めします。

※修了試験は受講期間内（1年間）に受験してください。1年を経過した場合、受験できなくなります。

◆学習

申込まれた試験日に向けて、各自学習を行ってください。
学習方法は教材の講座テキストとテキスト学習の補助として、インターネットからテキストの解説講義動画をご覧いただけます。



◆修了試験

各試験会場のパソコンを使用して行われます。

試験問題：全40問（4肢択一試験） 試験時間：60分 合格判定基準：40問中7割以上の正答

試験日：各都道府県指定会場において月1回以上開催

◆合格・資格登録

合格者には「不動産キャリアパーソン合格証書」が交付されます。
全宅連に資格登録申請されますと、「不動産キャリアパーソン資格登録証」とネットラップ付きカードケース、「有資格者在籍店ステッカー」が送られます。



お問い合わせ先

(公社) 愛知県宅地建物取引業協会

TEL: 052-522-2575

HP: <http://www.zentaku.or.jp/public/training/career/index.html>

おとり広告の禁止に関する注意喚起等について ＜国土交通省＞

宅地建物取引業法第32条により禁止されている、いわゆる「おとり広告」及び実際には存在しない物件等の「虚偽広告」については、昨今、マスコミ等でも採り上げられるなど社会的非難を受けております。

今般、「おとり広告」の禁止に関する注意喚起について、国土交通省より周知依頼がございましたのでご案内いたします。

おとり広告の禁止に関する注意喚起等について

- 1 顧客を集めるために売る意思のない条件の良い物件を広告し、実際は他の物件を販売しようとする、いわゆる「おとり広告」及び実際には存在しない物件等の「虚偽広告」については、宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第32条の規定により、禁止されています。(「宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方」(平成13年1月6日国土交通省総動発第3号))

また、これらの広告は、不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)第5条第3号(同号の規定により指定された「不動産のおとり広告に関する表示」(昭和55年公正取引委員会告示第14号))及び不動産の表示に関する公正競争規約(平成17年公正取引委員会告示第23号)第21条においても禁止されているところです。

- 2 具体的には、例えば、実際には取引意思のない物件を、顧客を集めるために、「敷金・礼金不要」、「相場より安い家賃」等の好条件で広告して顧客を誘引した上で、突然の水漏れや他者による成約等を理由に、他の物件を紹介・案内すること等が挙げられます。

また、成約済みの物件を速やかに広告から削除せず、広告の更新予定日を過ぎても当該物件のインターネット広告等を継続することも、おとり広告に該当します。

- 3 各宅地建物取引業者においては、上記を踏まえ、広告の適正化に一層取り組むとともに、宅地建物取引業法を始めとする関係法令の遵守の徹底をお願いします。

特に、年度末にかけて宅地建物取引が増加する時期を迎えることから、業務の適正な運営と宅地建物の公正な取引の確保を図るため、関係者への注意喚起をお願いします。

参考

宅地建物取引業法(抄) (昭和27年法律第176号)

(誇大広告等の禁止)

第三十二条 宅地建物取引業者は、その業務に関して広告をするときは、当該広告に係る宅地又は建物の所在、規模、形質若しくは現在若しくは将来の利用の制限、環境若しくは交通その他の利便又は代金、借賃等の対価の額若しくはその支払方法若しくは代金若しくは交換差金に関する金銭の貸借のあつせんについて、著しく事実に相違する表示をし、又は実際のものよりも著しく優良であり、若しくは有利であると人を誤認させるような表示をしてはならない。

宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方 (平成13年1月6日国土交通省総動発第3号)

第32条関係

- 1 「誇大広告等」について

「誇大広告等」とは、本条において規定される場所であるが、顧客を集めるために売る意思のない条件の良い物件を広告し、実際は他の物件を販売しようとする、いわゆる「おとり広告」及び実際には存在しない物件等の「虚偽広告」についても本条の適用があるものとする。

ハトマークサイトのご利用について

全宅連傘下の47都道府県協会が参加し、全国の会員業者が登録した、全国の物件情報及び会員情報が検索できる一般公開の不動産情報システムです。

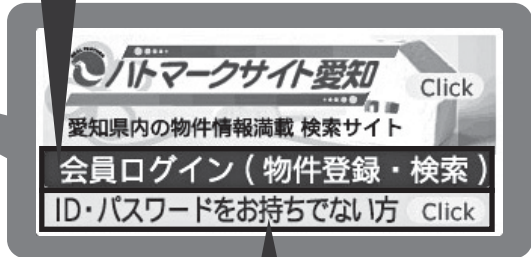
ハトマークサイトの利用手順

- 1 愛知県宅建協会ホームページ(<http://www.aichi-takken.or.jp/>)
右上のバナーの会員ログイン(物件登録)をクリック!!
※ID、Passwordをお持ちでない未登録の会員様は
バナーより申込書をダウンロードして下さい。

システム使用料
無料!



会員ログイン(物件登録・検索)をクリック!!



利用申込書はこちら!

- 2 ID、Passwordを入力
※ID、Passwordをお忘れの会員様は下記の
連絡先までお問い合わせ下さい。



- 3 ハトマークサイトのトップページです!!
色々試してみましょ!!



お問い合わせ先

ハトマークサイト事務局
TEL:052-522-2531

保証協会からのお知らせ 手付金等の保全について

業者自らが売主となる宅地または建物の売買で、次の場合は、手付金等の保全措置が業務上義務づけられています。

5 手付金等保全措置の概要 (宅地建物取引業者が自ら売主となる場合)

未 完 成 物 件 の 場 合		完 成 物 件 の 場 合	
<input type="checkbox"/> 講じません	宅地建物取引業法第41条第1項に基づき、手付金等は売買代金の100分の5以下かつ1,000万円以下であるため保全措置は講じません。	<input type="checkbox"/> 講じません	宅地建物取引業法第41条の2第1項に基づき、手付金等は売買代金の10分の1以下かつ1,000万円以下であるため保全措置は講じません。
<input type="checkbox"/> 講じます	保全措置: 保全措置を行う機関:	<input type="checkbox"/> 講じます	保全措置: 保全措置を行う機関: ※「手付金等寄託契約及び質権設定契約」の場合、保全措置を行う機関は「公益社団法人全国宅地建物取引業保証協会地方本部一覧」参照

1. 完成物件の場合の保全措置について (業法41条の2)

1 手付金等保管制度の対象となる取引は

宅地建物取引業法第41条の2に定められているように、宅地建物取引業者が自ら売主となり、買主である一般消費者に完成物件を売却する場合、売買代金の10%または1,000万円を超える手付金等を受領しようとする時には、手付金等の保全措置を講じなければなりません。次ページ2にある取扱機関のほか、完成物件については、保証協会においても保全措置を講じることができます。その制度が手付金等保管制度です。

手付金等保管制度は以下のものを対象としています。

- ① 保証協会会員が売主となる宅地または建物の売買に関して受領する金員であること。
- ② 申込証拠金、契約金、手付金、内金、中間金その他の名称を問わず、代金に充当するものとして受領する金員であること。
- ③ 取引物件の引渡しおよび所有権移転登記前に受領する金員であること。
- ④ 受領しようとする金員の合計額(すでに受領した金員があるときはその額を加えた合計額)が、売買代金の10%または1,000万円を超える額であること。

2 手付金等保管制度のしくみは

手付金等は、この制度により(公社)全国宅地建物取引業保証協会(地方本部)が売主に代わって受け取り、物件の引渡しと所有権移転登記手続き(登記に必要な書類が売主から買主に交付された場合も含む)が済むまで保管します。

3 手付金等はどうなる

引渡しと所有権移転登記手続きが完了したら、売主は保証協会へ手付金等の返還請求をさせていただくことになります。買主においては、万一の場合、売主の持つ寄託金返還請求権に質権設定がされていますので、その質権を実行することにより手付金等を取り戻すことができます。

4 保管料

保管料はかかりません。



手付金等保管制度の申請の流れ

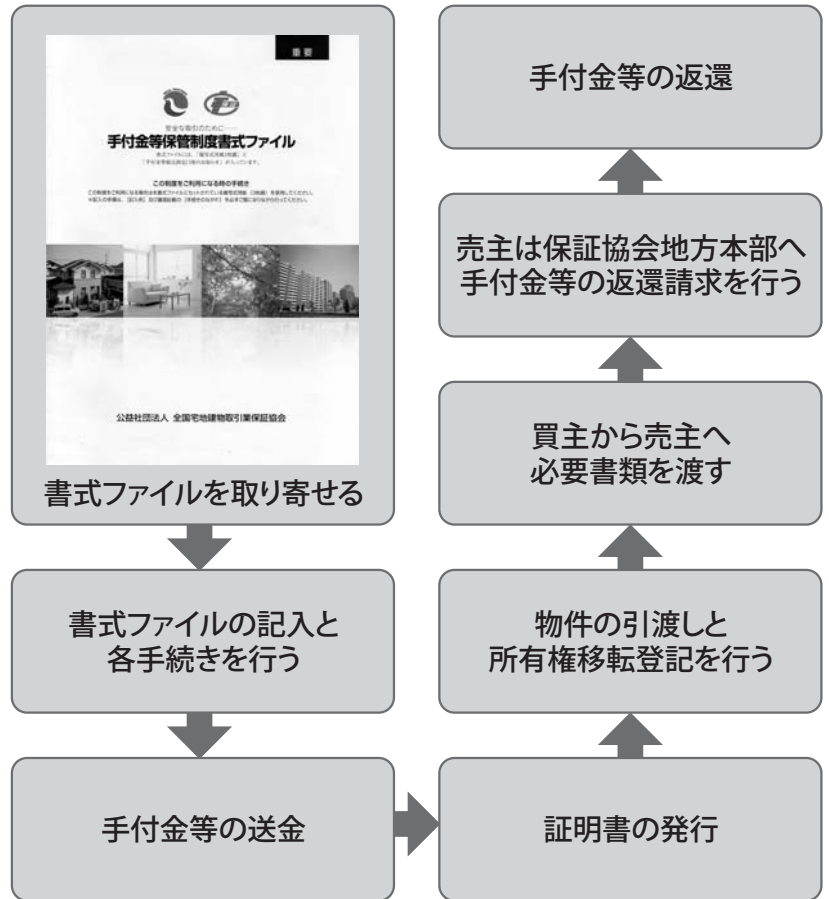
売主会員は、前ページ1の対象に該当することを確認したら、愛知本部に来会の上、手付金等保管制度書式ファイルを受け取って下さい。この制度を利用する場合は、この書式ファイルにセットされている複写式用紙（3枚綴）を使用して下さい。

その他の手付金等保管制度に係わる詳細については、愛知本部までご連絡下さい。

【お問い合わせ先】

(公社)全国宅地建物取引業保証協会
愛知本部

TEL:052-524-1124



2. 未完成物件の場合の保全措置について(業法41条)

宅地建物取引業法第41条に定められているように、宅地建物取引業者が自ら売主となり、買主である一般消費者に未完成物件を売却する場合、買主への所有権移転登記、または買主が所有権の登記をするまでに、売主業者が受け取る金員の合計が1,000万円または代金の5%を超えるときは、手付金等の保全を講じなければなりません。

取扱機関は、銀行、信託会社、その他政令で定める金融機関(信用金庫、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合で出資総額5,000万円以上であるものおよび労働金庫)、国土交通大臣が指定する者、または保険事業者となっています。

国土交通大臣が指定する者は以下のとおりです。

全国不動産信用保証(株)名古屋営業所	名古屋市中区栄4-3-26 昭和ビル内 TEL:052-241-6210
不動産信用保証(株)	東京都港区赤坂2-17-47 赤坂霞山ビル内 TEL:03-5562-7180
住宅産業信用保証(株)	東京都新宿区新宿一丁目20番13号 花園公園ビル内 TEL:03-5368-1340
東京不動産信用保証(株)	東京都渋谷区代々木2-11-12 南新宿セントラルビル内 TEL:03-3370-6188
西日本住宅産業信用保証(株)	大阪市中央区瓦町4丁目4番8号 瓦町4丁目ビル内 TEL:06-4706-2103

不動産コンサルティング専門教育講座開催のご案内 (公認不動産コンサルティングマスター認定証 更新要件認定講座)

当協議会では、今年度の専門教育講座を下記日程で開催いたします。日頃のコンサルティング業務を推進するにあたり、必ず役立つ講座内容となっておりますので、是非ともご受講ください。なお、本講座は公認不動産コンサルティングマスター認定証の更新要件を具備した講座となります。

専門教育講座開催内容

日 時 平成29年2月22日(水) 午前10時～午後5時(予定)

場 所 名古屋市公会堂 4階ホール 名古屋市昭和区鶴舞一丁目1番3号

受講科目 相続コンサルティング<承継編>コース

科目内容

<科目内容>

(第1部)

相続対策において重要な意義を有している事業承継に関し、基本的な仕組みや税制、検討・提案時におけるポイントなど、基礎的な要点を解説します。

(第2部)

不動産賃貸事業における個人経営と法人経営との比較によるメリット・デメリットの整理や、法人経営への転換による事業戦略等を踏まえた上で、相続対策としての活用方策、留意点などを解説します。

講師: 竹内 英雄 氏(小谷野公認会計士事務所 税理士)

1時限	不動産と事業承継の最新事情
2時限	不動産投資の法人活用①
3時限	不動産投資の法人活用②
4時限	事業承継対策の実務①
5時限	事業承継対策の実務②
6時限	事業承継対策の実務③

定 員 300名(定員になり次第締め切らせていただきます。)

受講料 20,000円(レジュメ代含む)

申込締切

平成29年2月15日(水)

お申し込み方法

(公社)愛知県宅地建物取引業協会ホームページより申込書を印刷のうえ、FAXにてお申し込み下さい。

FAX:052-521-1838

受講料の納入方法

申込書に記載されている指定口座にお振込下さい。(振込手数料は各自負担となります。)

受講票の送付について

受講票は、受講番号を記載し、受講日の1週間前に発送いたします。

受講票が受講日前日までに届かない場合は、下記までお問い合わせ下さい。

お問い合わせ・お申し込み先

(公社)愛知県宅地建物取引業協会 内 愛知県不動産コンサルティング協議会

〒451-0031 名古屋市西区城西5-1-14

TEL:052-522-2575 FAX:052-521-1838

不動産相談員研修会開催

消費者保護委員会(伊藤茂雅委員長)は11月28日(月)午後1時30分よりKKRホテル名古屋にて不動産相談員研修会を開催しました。

今回の不動産相談員研修会は、現任の本部相談員と平成29年度から新しく本部不動産相談員に従事していただく方を対象に行いました。

研修会では、伊藤委員長・夏目副会長の挨拶の後、「契約書及び重要事項説明書等作成時の留意点」、「不動産取引にまつわる最近の紛争・トラブル事例について」と題し、水口・中村法律事務所の中村伸子弁護士より、相談業務を行う上で押さえておかなければならない紛争事例などに関する講義がなされました。

研修会終了後には、現在の不動産相談員と次年度から相談業務に従事していただく方の意見交換会があり、会場では相談業務に対する心構えや対応方法などの議論を交わす光景が見られました。



水口・中村法律事務所
中村 伸子 弁護士

第29回「東海地区不動産取引業税務協力会」開催

平成28年12月9日(金)午前11時00分より第29回東海地区不動産取引業税務協力会が愛知県不動産会館にて開催されました。

この協力会は毎年1回、会員構成員及びその顧客に対する税知識の普及向上及び納税意識の高揚に努めるために行われており、会員は以下の団体で構成されています。

- (公社)愛知県宅地建物取引業協会
- (公社)岐阜県宅地建物取引業協会
- (公社)三重県宅地建物取引業協会
- (公社)静岡県宅地建物取引業協会

また、準会員として名古屋国税局資産課税課が参加されました。

協力会は議長に当協会の岡本大忍会長が選出され、議事に入りました。



【議事1】事業報告

1年間の事業報告について、「地域事業」等において譲渡所得や相続税・贈与税・e-Tax及び、税務相談の事前予約制に関するリーフレットを配布し、来場者への税知識普及向上への取り組み、さらに、広報誌・ホームページ・各種研修会において情報提供・啓発活動について報告しました。

【議事2】事業計画

「協会事業における啓発活動」、「協会会員の事務所・店頭を通じた啓発活動」及び「土地・建物の税務に関する研究と広報」についての事業を継続して行い、その他、必要に応じて適宜、事業を計画し実行していくことを説明しました。

【国税局から】

国税局より、地価動向、公売、リーフレットの活用、反面調査、研修会への講師の派遣、相続税の課税ベース拡大、また、国税局ホームページ及びe-Taxの利用促進について説明がありました。

平成28年度 不動産セミナーを開催!

12月3日(土)にA P名古屋・名駅にて、「知って得する身近な不動産セミナー」と題し、これから住宅等の購入を検討している一般消費者の方を対象として、安全安心な不動産取引についての啓蒙を目的としたセミナーを開催しました。

「人生を決める、よい「環境」の住まいとは」をテーマとし、各メディア等でご活躍中の中部大学総合工学研究所 特任教授の武田邦彦氏をお招きし、174名の方が講義を聴講されました。

また、セミナー終了後に専門の不動産相談員及び公認不動産コンサルティングマスターによる相談会を実施し、一般消費者からの相談についてアドバイスを行いました。



開業セミナー開催

平成28年12月18日(日)、午後1時30分より愛知県不動産会館にて、不動産業に興味のある方や開業を検討中の方などを対象とした「開業セミナー」を開催し、53名の方が出席されました。

セミナーは、岡本大忍会長の挨拶後、第1部では「創業に向けての準備について」と題し、日本政策金融公庫 所長 落合 隆一 氏 より、第2部では「インターネットによる集客に関して」と題し、株式会社ネクスト グループ長 成瀬 亮輔 氏 より講演がされました。

第3部では「私の不動産業開業体験談」として、西川純二会員支援委員より、第4部では「宅建協会入会メリットについて」として大高利之会員支援委員長より講演がなされ、大変盛況でありました。

セミナー終了後には、「開業相談会」を実施し、当協会の役員がセミナー参加者へ個別に、開業に向けての具体的なアドバイスや、不安に思っていること、入会に関しての質問等に対して丁寧に応答致しました。

受講された方からは、「開業するにあたり、とても参考になった!」など前向きな意見が多く聞かれました。

なお、皆様の周りで不動産業開業にご興味がある方がいらっしゃる場合は、当会での開業をお勧め下さい。



— 名古屋市と「町内会・自治会への加入促進に関する協定」を締結しました —

本会と名古屋市は平成28年12月22日に「町内会・自治会への加入促進に関する協定」を締結しました。

締結式には名古屋市から河村たかし市長、本会から岡本大忍会長が出席されました。

本協定は、本会と名古屋市が連携し、町内会・自治会加入促進の周知・広報等に取り組むことにより、地域コミュニティの活性化を図ることを目的としています。

いざというときお互いが助け合えるように、また、より住みよいまちをつくるために、今後も、町内会・自治会をはじめとする地域活動へのご協力と、入居者の皆さんへの町内会・自治会PRリーフレットの配布など加入促進にご協力をお願いいたします。



— 東海学園大学にて宅建セミナーを開催しました! —

12月14日(水)東海学園大学(みよし市)の経営学部1年生を対象に、宅建セミナーを開催しました。若い世代に「不動産のことならハトマーク」と「不動産業の魅力」をPRし、ハトマーク認知度の向上と、進路の選択肢の1つとして不動産業界を考えていただければとの思いで実施しました。はじめに、大高利之会員支援委員長より、「不動産業界の現状や魅力」について実体験を中心にお話をいただき、次に、二村伝治人材育成委員長より「不動産キャリアパーソン」の説明や、「資格の大切さ」について経営者の目線でお話をいただきました。最後に本会の事業紹介や宅建試験について説明し、総勢170名が参加されました。このような不動産に関するセミナーはめったに聞くことができないことから、教授も学生も熱心に受講していました。今回、セミナー開催にご尽力いただきました皆様に御礼を申し上げますと共に、今後も継続して実施していきたいと考えています。東海学園大学の学生のみなさん!近い将来、私たちの仲間になっていただくことをお待ちしております!



大高 利之 会員支援委員長



二村 伝治 人材育成委員長

創立50周年記念！キャッチコピーを募集します！

2017年は本会にとって創立50周年という記念すべき1年となることから、創立50周年記念式典事業実行委員会を立ち上げ、各種イベントを開催します。そこで、ロゴマークが決定したことから、キャッチコピーを会員の皆様から募集します。皆様のご応募お待ちしております！

優秀作品には
記念品贈呈！

①**応募方法**：応募用紙（愛知県宅建協会HPからダウンロードできます）にすべて記載いただき、協会本部までご応募ください。

応募先：（公社）愛知県宅地建物取引業協会 本部事務局

FAX：052-521-1837 メール：takkeninfo@aichi-takken.or.jp

（件名に、「キャッチコピー募集」としてください）

②**応募資格**：（公社）愛知県宅地建物取引業協会 会員

③**応募規定**：応募者の自作であるもの、採用作品に関する著作権の一切の権利は愛知県宅建協会に帰属します。また、一部修正を加えることがあります。

下記記念ロゴマークとともに使用致します。（レイアウトは本会にて行います）

応募に要する費用はすべて応募者負担となります。また、応募用紙及びデータの返却は致しません。

応募者は応募した時点で、本規定に同意したものと致します。

④**応募締切**：平成29年2月末

⑤**結果発表**：平成29年3月末（広報誌及びホームページに掲載予定）

<50周年記念ロゴマーク>

—— ロゴマークが決定しました！名刺や封筒などに是非ご利用ください！ ——



The 50th
anniversary
AICHI

ロゴ（カラー）



The 50th
anniversary
AICHI

ロゴ（白黒）

●カラータイプ

	赤	緑	黒
PANTONE No.	PANTONE Red032c	PANTONE 361c	PANTONE Black c
DIC No.	DIC 198	DIC 2555	DIC 582
プロセスカラー	M100%+Y100%	C80%+Y100%	K100%
Web Safe Color	#FF0000	#009900	#000000
カットティングシートNo.	122カーマイン	425ビビッドグリーン	791ブラック

データについては、本会HPからダウンロードできます。

ハトマーク



シンボルマーク（ハトマーク）は、私達がこれから目指していくべき姿の象徴です。2羽の鳩は会員とユーザーの信頼と繁栄を意味し、使用されている色については、赤色は「太陽」を、緑色は「大地」を、そして白色は「取引の公正」を表しています。またREAL（不動産の、本当の）PARTNER（仲間、協力しあう）は会員とユーザーがREAL PARTNERとなり、「信頼の絆」が育まれるようにとの願いをシンボルマークにこめたものです。

愛知県宅建協会のホームページ

<http://www.aichi-takken.or.jp/>

Eメール：takkeninfo@aichi-takken.or.jp

●編集／人材育成委員会

●編集発行人／委員長 二村 伝治

●発行所／公益社団法人 愛知県宅地建物取引業協会
名古屋市西区城西5-1-14 愛知県不動産会館
TEL：052-522-2575（代）
平成29年1月20日発行 通巻484号

本誌内容の無断転載はご遠慮下さい。

転載ご希望の方は、協会本部事務局まで必ずお問い合わせ下さい。

TEL:052-522-2575